

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	証券取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年9月5日
【事業年度】	第82期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）
【会社名】	三井金属鉱業株式会社
【英訳名】	Mitsui Mining and Smelting Company, Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 竹林 義彦
【本店の所在の場所】	東京都品川区大崎一丁目11番1号
【電話番号】	03-5437-8031
【事務連絡者氏名】	財務部会計課長 室賀 元一
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区大崎一丁目11番1号
【電話番号】	03-5437-8031
【事務連絡者氏名】	財務部会計課長 室賀 元一
【縦覧に供する場所】	三井金属鉱業株式会社 大阪支店 （大阪市西区靱本町一丁目11番7号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目3番17号） 証券会員制法人福岡証券取引所 （福岡市中央区天神二丁目14番2号） 証券会員制法人札幌証券取引所 （札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1）

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月28日に提出いたしました第82期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は__線で示しております。

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

(訂正前)

< (1) ~ (2) 省略 >

(2) リスク管理体制の整備の状況

< 省略 >

(3) 役員報酬の内容

< 省略 >

(4) 監査報酬の内容

< 省略 >

(訂正後)

< (1) ~ (2) 省略 >

(3) リスク管理体制の整備の状況

< 省略 >

(4) 役員報酬の内容

< 省略 >

(5) 監査報酬の内容

< 省略 >

(6) 当社定款における定めの概要

①取締役の定数および選任

当社の取締役は、21名以内とする旨を定款に定めております。

なお、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、および、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

②自己の株式の取得

当社は、機動的な資本政策を遂行することを目的として、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

③中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とすることを目的として、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として、中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

④株主総会の特別決議要件

当社は、より多くの株主の方に議決権を行使していただけるように、招集通知の早期発送、議決権行使の電子化などに取り組んでおりますが、特別決議の定足数確保をより確実なものとするを目的として、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めて

おります。